

畑作物共済
【大豆】 10キログラム当たり共済金額の範囲

(単位：円)

種類	類区分	類区分名称	10キログラム当たり共済金額の範囲										引受方式	
			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位		
大豆	1類	対象農業者以外	1,280	1,150	1,020	900	770							全相殺方式及び半相殺方式
		対象農業者	課税	3,030	2,730	2,420	2,120	1,820	1,280	1,150	1,020	900	770	
			免税	3,110	2,800	2,490	2,180	1,870	1,280	1,150	1,020	900	770	
	種子用	5,950	5,360	4,760	4,170	3,570								
3類		丹波黒以外の黒大豆	2,340	2,110	1,870	1,640	1,400							

備考

- 「対象農業者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第2条第4項の規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む者。
- 「課税」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- 「免税」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。